

# 長野広域連合の概要

【平成 27 年度】

長野広域連合事務局

# 目 次

1	長野地域の紹介	
	(1) 位置／概要	1
	(2) 人口・世帯の推移／面積	2
	(3) 関係市町村役場の所在地等	3
2	長野広域連合の概要	
	(1) 沿 革	4
	(2) 組 織	8
	(3) 職員数の状況	9
3	長野広域連合の業務	
	(1) 高齢者福祉施設の運営	10
	(2) 老人ホーム入所判定委員会	12
	(3) 介護認定審査	13
	(4) 障害支援区分認定審査	13
	(5) 広域のごみ処理対策	14
	(6) 職員の共同研修	15
	(7) 広域的課題の調査研究	16
	(8) 長野地域の振興整備のための事業	17
4	平成 27 年度長野広域連合予算概要	
		18
5	長野広域連合規約	
		22

# 1 長野地域の紹介

## (1) 位置／概要



本地域は、長野県の北部に位置し、県全体の11.5パーセントに当たる1,558平方キロメートルの面積を有し、その範囲は東西約56キロメートル、南北約50キロメートルのほぼ円形に包含される地域です。

周囲は、上田・中野・飯山・大町の各市と東筑摩、北安曇及び下高井の各郡に隣接しており、北は妙高戸隠連山国立公園を境に新潟県と、東は上信越高原国立公園を境に群馬県に接しています。

また、中部地方と甲信越地方の中心に位置し、その核となる長野盆地は、古くから善光寺の門前町として栄え、交通網の整備につれ、産業・文化の交流の結節点としての位置を占め、この地方の政治・経済の中心地としての役割を担っています。緑豊かな河川を有する本地域は、上信越高原国立公園を中心とした山里の自然環境とともに信州固有の風土を生み出しています。

## (2) 人口・世帯の推移／面積

### ★人口・世帯の推移

長野県人口に占める本地域の割合 25.75%

平成12年と平成22年との比較

- ・人口 15,550人減少 (減少率 2.73%)
- ・世帯 9,340世帯増加 (増加率 4.76%)

(人・世帯)

市町村名	平成12年		平成17年		平成22年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
長野市	387,911	139,289	386,572	144,052	381,511	146,520
須坂市	54,207	17,323	53,668	17,863	52,168	18,106
千曲市	64,549	20,547	64,022	21,151	62,068	21,449
坂城町	16,830	5,431	16,463	5,542	15,730	5,505
小布施町	11,460	3,264	11,477	3,412	11,072	3,511
高山村	7,776	2,182	7,654	2,269	7,563	2,288
信濃町	10,391	3,224	9,927	3,284	9,238	3,247
小川村	3,620	1,290	3,371	1,234	3,041	1,152
飯綱町	13,062	3,676	12,504	3,776	11,865	3,788
地域計	569,806	196,226	565,658	202,683	554,256	205,566
長野県	2,215,168	758,164	2,196,114	780,245	2,152,449	794,461

※ 「国勢調査」による。

※ 平成12年の千曲市の人口及び世帯数は、平成15年8月31日以前の旧更埴市、旧上山田町及び旧戸倉町の計

※ 平成12年及び平成17年の長野市の人口及び世帯数は、平成21年12月31日以前の旧長野市、旧大岡村、旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村、旧信州新町及び旧中条村の計  
(平成17年1月1日及び平成22年1月1日に合併)

※ 平成12年の飯綱町の人口及び世帯数は、平成17年9月30日以前の旧牟礼村及び旧三水村の計

★面積

(平方km)

市町村名	面積	市町村名	面積
長野市	834.81	高山村	98.56
須坂市	149.67	信濃町	149.30
千曲市	119.79	小川村	58.11
坂城町	53.64	飯綱町	75.00
小布施町	19.12	地域計	1,558.00
		長野県	13,561.56

国土地理院(基準日:H26.10.1)ほか時点修正

(3) 関係市町村役場の所在地等

市町村名	所在地・連絡先	市町村名	所在地・連絡先
長野市	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 TEL:026-226-4911/FAX:026-224-5103 ホームページ: <a href="http://www.city.nagano.nagano.jp">http://www.city.nagano.nagano.jp</a> e-mail: kikaku@city.nagano.lg.jp	高山村	〒382-8510 上高井郡高山村大字高井4972番地 TEL:026-245-1100/FAX:026-248-0066 ホームページ: <a href="http://www.vill.takayama.nagano.jp">http://www.vill.takayama.nagano.jp</a> e-mail: soumu@vill.takayama.nagano.jp
須坂市	〒382-8511 須坂市大字須坂1528番地1 TEL:026-245-1400/FAX:026-246-0750 ホームページ: <a href="http://www.city.suzaka.nagano.jp">http://www.city.suzaka.nagano.jp</a> e-mail: seisakusuishin@city.suzaka.nagano.jp	信濃町	〒389-1392 上水内郡信濃町大字柏原428番地2 TEL:026-255-3111/FAX:026-255-6103 ホームページ: <a href="http://www.town.shinanomachi.nagano.jp">http://www.town.shinanomachi.nagano.jp</a> e-mail: kikaku@town.shinanomachi.nagano.jp
千曲市	〒387-8511 千曲市大字杭瀬下84番地 TEL:026-273-1111/FAX:026-273-1004 ホームページ: <a href="http://www.city.chikuma.nagano.jp">http://www.city.chikuma.nagano.jp</a> e-mail: kikaku@city.chikuma.nagano.jp	小川村	〒381-3302 上水内郡小川村大字高府8800番地8 TEL:026-269-2323/FAX:026-269-3578 ホームページ: <a href="http://www.vill.ogawa.nagano.jp">http://www.vill.ogawa.nagano.jp</a> e-mail: kizai@vill.ogawa.nagano.jp
坂城町	〒387-8511 埴科郡坂城町大字坂城10050番地 TEL:0268-82-3111/FAX:0268-82-8307 ホームページ: <a href="http://www.town.sakaki.nagano.jp">http://www.town.sakaki.nagano.jp</a> e-mail: kikaku@town.sakaki.nagano.jp	飯綱町	〒381-3302 上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1 TEL:026-253-2511/FAX:026-253-6887 ホームページ: <a href="http://www.town.iizuna.nagano.jp">http://www.town.iizuna.nagano.jp</a> e-mail: kikaku@town.iizuna.nagano.jp
小布施町	〒381-0297 上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 TEL:026-247-3111/FAX:026-247-3113 ホームページ: <a href="http://www.town.obuse.nagano.jp">http://www.town.obuse.nagano.jp</a> e-mail: obuse@town.obuse.nagano.jp		

## 2 長野広域連合の概要

### (1) 沿革

《昭和44年5月・新全国総合開発計画－広域生活圏構想》

《昭和44年～昭和45年度・広域市町村圏振興整備措置要綱、広域市町村圏設定指針、広域市町村圏計画策定指針広域市町村圏の設定》

《県内で10の圏域が広域市町村圏に設定》

★ 昭和46年7月15日 長野地域広域市町村圏に指定

★ 昭和46年9月1日 長野地域広域市町村圏協議会を設立

☆ S47 広域市町村圏計画策定

☆ S50 振興整備構想研究

★ 昭和51年4月1日 長野地域広域行政事務組合を設立

長野地域広域市町村圏協議会、長野広域不燃物処理施設組合（昭和48年・長野プレス工場設置）、長野広域老人福祉施設組合（S50.4.2 特別養護老人ホーム久米路荘開設（70人）、S51.4.5 特別養護老人ホーム小布施荘開設（70人））、長野広域病院組合（S38・長野広域病院開設）を統合

《昭和52年・大都市周辺地域振興整備措置要綱 大都市周辺地域広域行政圏の設定》

《昭和52年・全国総合開発計画一定住構想》

《昭和54年4月17日・新広域市町村圏計画策定要綱》

☆ S54 新広域市町村圏計画策定

☆ S55.4.1 特別養護老人ホーム松寿荘（120人）開設

★ 昭和55年4月1日 長水老人福祉施設組合（S28.1.1養護老人ホーム松寿荘開設（120人））を統合

☆ S55.4.1 新養護老人ホーム松寿荘開設（100人）

☆ S58.4.1 特別養護老人ホーム杏寿荘開設（70人・短期4人）

☆ S59.4.1 特別養護老人ホーム七二会荘開設

（70人（うち認知症8人）・短期4人（うち認知症2人））

☆ S61.4.1 特別養護老人ホーム矢筒荘開設（70人・短期12人（うち認知症2人））

（H12.8.1定員70人⇒72人・短期12人⇒10人）

☆ S61.10.1 特別養護老人ホーム須坂荘開設（70人・短期8人（うち認知症4人））

☆ S61.10.1 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム松寿荘移転改築

（120人⇒70人・短期4人）

《昭和62年・第4次全国総合開発計画－多極分散型国土の形成》

《ふるさと創生事業の創設》

☆ S62 第2次新広域市町村圏計画策定

☆ S63. 1. 29 長野市から若槻デイサービスセンター受託（25人）  
（特別養護老人ホーム松寿荘に併設）

《平成元年度ふるさと市町村圏推進要綱—ふるさと市町村圏の創設》

☆ H1. 4. 1 長野広域病院全面改築・開設

☆ H1. 4. 1 長野プレス工場を長野市へ譲渡

★ 平成4年9月1日 長野地域ふるさと市町村圏に指定

☆ H4 長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計設置

☆ H4 長野地域ふるさと市町村圏基金造成（平成4年度分 5億円）

★ 平成5年4月1日 長野広域行政組合に名称変更

☆ H5 老人ホーム入所判定委員会設置

☆ H5 長野地域ふるさと市町村圏基金造成（平成5年度分 5億円）

☆ H5 信州博覧会へ長野広域館出店

☆ H5 長野地域ふるさと市町村圏計画策定（H5～H9）

☆ H5. 4. 1 特別養護老人ホーム小布施荘短期入所施設4床設置

☆ H6. 4. 1 牟礼村からむれデイサービスセンター受託  
（特別養護老人ホーム矢筒荘に併設）

☆ H8. 4. 1 特別養護老人ホーム豊岡荘開設

（50人（うち認知症30人）・短期10人（うち認知症2人））

☆ H8. 4. 1 戸隠村から戸隠中央デイサービスセンター受託  
（特別養護老人ホーム豊岡荘に併設）

☆ H8. 4. 1 戸隠村から戸隠在宅介護支援センター受託

《昭和62年・21世紀の国土のランドデザイン》

☆ H10 長野地域ふるさと市町村圏計画後期計画策定（H10～H14）

☆ H11. 3. 31 長野広域病院廃止

☆ H11. 4. 1 特別養護老人ホーム久米路荘移転開設（一部個室）

（70人⇒80人・短期20人、H12. 8. 1定員70人⇒84人・短期16人）

☆ H11. 4. 1 信州新町から信州新町デイサービスセンター受託  
（特別養護老人ホーム久米路荘に併設）

☆ H11. 4. 1 介護認定審査会設置

☆ H11. 4. 1 事務局に総務課、施設課、介護認定審査室、環境推進室を設置

☆ H11. 4. 1 事務局を長野市城山分室へ移転

☆ H11. 10 事務局に広域連合準備室を設置

平成12年3月31日 長野広域行政組合 解散

- ★ 平成12年4月1日 **長野広域連合 発足** 《介護保険法施行》
  - ☆ H12. 4. 1 事務局に総務課、企画課、施設課、介護認定審査課、環境推進課を設置
  - ☆ H12. 4. 1 須坂市から須坂市在宅介護支援センター須坂荘受託  
(特別養護老人ホーム須坂荘に併設)
- ★ 平成13年4月1日 **埴科老人福祉施設組合** (S31. 7. 1 養護老人ホームはにしな寮開設(50人)、S40. 5. 1定員50人⇒75人、S57. 4. 1全面移転改築(75人⇒60人・短期4人)) **を統合**
  - ☆ H14. 4. 1 会計事務の統合に伴い、会計課を設置
  - ☆ H15 第2次長野地域ふるさと市町村圏計画策定(H15~H19)
- ★ 平成15年9月1日 **更埴市・上山田町・戸倉町が合併し、千曲市となる。**  
(関係市町村数 18市町村⇒16市町村)
- ★ 平成16年7月23日 **議員定数を48人から44人に変更**
- ★ 平成17年1月1日 **大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村が合併により長野市へ編入する。**  
(関係市町村数 16市町村⇒12市町村)
- ★ 平成17年1月1日 **議員定数を44人から36人に変更**
  - ☆ H17. 4. 1 特別養護老人ホーム小布施荘改築  
(全面個室・ユニット型、70人・短期8人)
  - ☆ H17. 4. 1 事務局企画課、施設課を総務課に統合
- ★ 平成17年10月1日 **牟礼村及び三水村が合併し飯綱町となる。**  
(関係市町村数 12市町村⇒11市町村)
- ★ 平成17年10月1日 **議員定数を36人から34人に変更**
  - ☆ H18. 4. 1 障害程度区分認定審査会設置 《障害者自立支援法施行》
  - ☆ H18. 4. 1 むれデイサービスセンターを飯綱町へ移管
  - ☆ H18. 10. 1 養護老人ホーム松寿荘・はにしな寮に「特定施設入居者生活介護事業所」及び「訪問介護事業所」を併設
  - ☆ H19. 4. 1 地方自治法の改正に伴い、助役(市町村の助役から選任)を副広域連合長(市町村の副市町村長から選任)に、副広域連合長(市町村の首長)を理事(市町村の首長)に変更し、収入役を廃止し会計管理者を設置
  - ☆ H19. 4. 1 事務局総務課施設担当、介護認定審査課を統合し、福祉課を設置
  - ☆ H20. 3. 31 須坂市地域包括支援センター設置に伴い須坂市在宅介護支援センター須坂荘廃止  
  
《H21. 3. 31 広域行政圏計画策定要綱・ふるさと市町村圏推進要綱の廃止》
- ★ 平成22年1月1日 **信州新町及び中条村が合併により長野市へ編入する。**  
(関係市町村数 11市町村⇒9市町村)



★ 平成22年1月1日 議員定数を34人から30人に変更

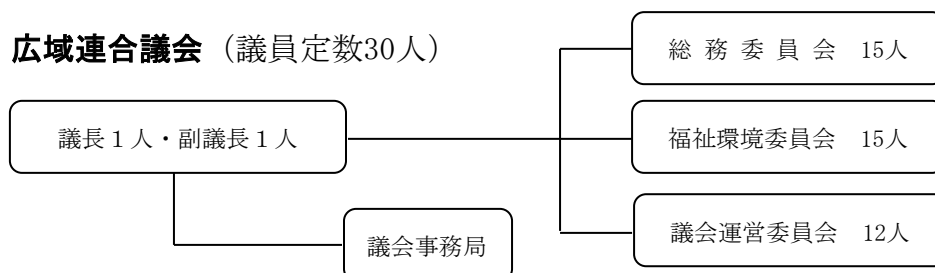
☆ H22. 4. 1 特別養護老人ホーム七二会荘を(社福)長野南福社会へ移管

☆ H24. 3. 15 旧長野広域病院(旧伝染病院)に係る土地及び建物を長野県厚生農業協同組合連合会へ譲渡

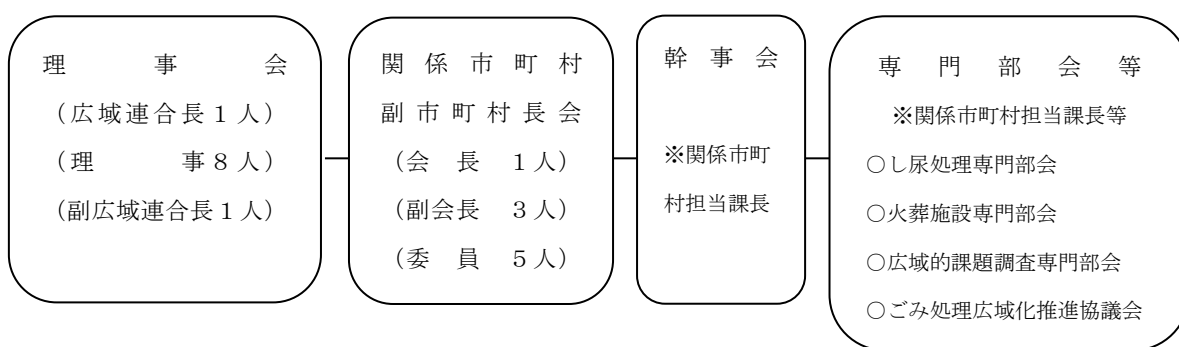
☆ H26. 4. 1 特別養護老人ホーム杏寿荘を(社福)大志会へ移管

(2) 組 織 (平成27年4月1日現在)

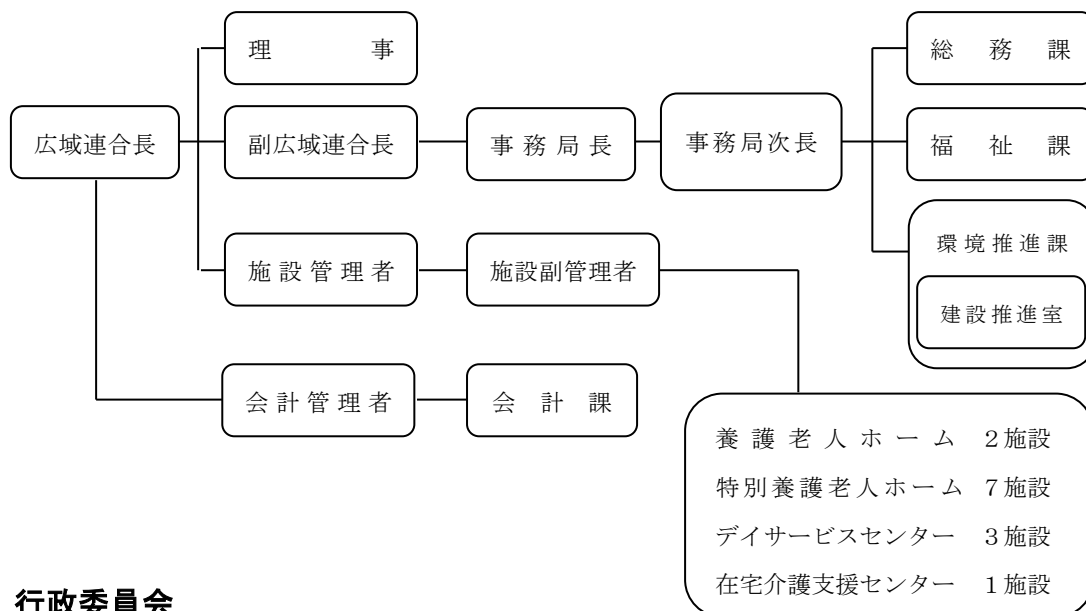
★ 広域連合議会 (議員定数30人)



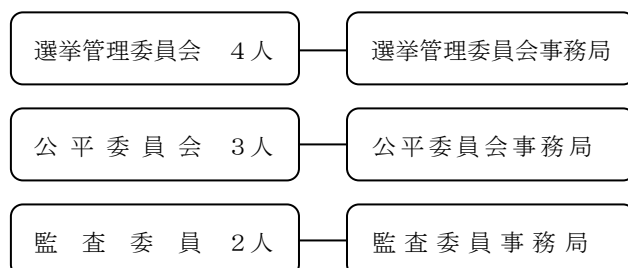
★ 内部合議体制



★ 事務執行組織



★ 行政委員会



### (3) 職員数の状況（平成27年4月1日現在）

所属別職員数

(人)

所 属	正規	派遣	嘱託	臨時・ パート	計
総 務 課	6	4	1		11
福 祉 課	2	5	6		13
環 境 推 進 課	1	14	2		17
<b>事務局計</b>	<b>9</b>	<b>23</b>	<b>9</b>		<b>41</b>
養護松寿荘	13		18	10	41
はにしな寮	7	1	8	4	20
特養松寿荘	19		22	13	54
久米路荘	24		23	14	61
小布施荘	22	1	26	11	60
矢筒荘	18		16	12	46
須坂荘	18		18	9	45
豊岡荘	17		16	7	40
若槻デイ	1		8	1	10
戸隠中央デイ	1		8	2	11
信州新町デイ	1		11		12
戸隠在介			1	1	2
<b>施設計</b>	<b>141</b>	<b>2</b>	<b>175</b>	<b>84</b>	<b>402</b>
<b>計</b>	<b>150</b>	<b>25</b>	<b>184</b>	<b>84</b>	<b>443</b>

★ 産休等の代替職員を除く。

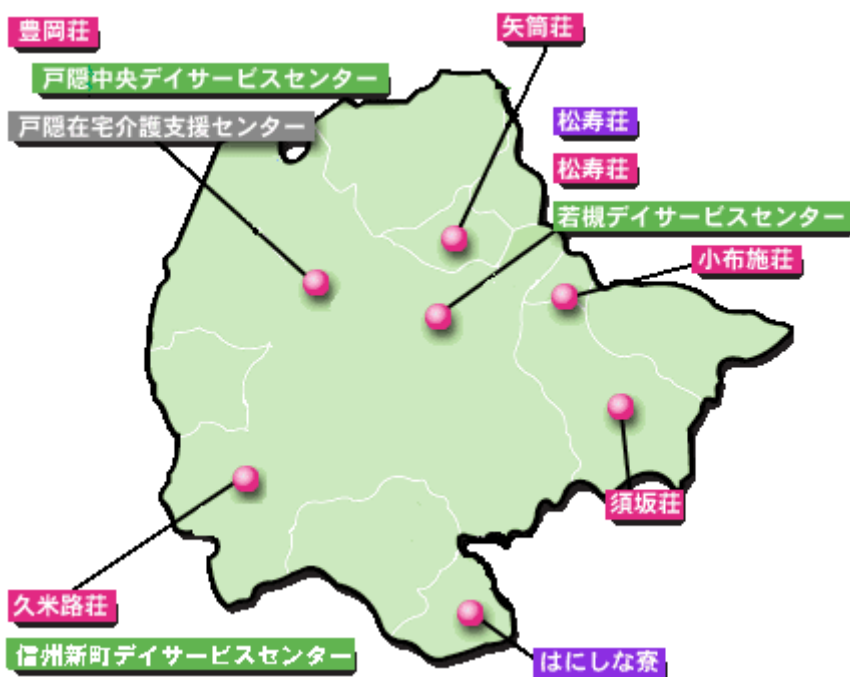
### 3 長野広域連合の業務

#### (1) 老人福祉施設の運営

長野広域連合は、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所・居宅介護支援事業所）デイサービスセンター（通所介護事業所）、養護老人ホーム（特定施設入所者生活介護事業所・訪問看護事業所）、在宅介護支援センターの12施設（26事業所）を運営しています。

運営にあたっては、常に利用者の立場に立ち、利用者一人一人に満足していただけるサービスを提供しています。

また、家族・ボランティア・地域団体等と連携を取りながら、家庭的で明るく開放的な施設づくりを行うとともに、介護者教室・ボランティア講座等を開催しています。



施設一覧

(人)

施設種別	施設名	住 所 等	定員	短期定員
養護老人ホーム (特定施設入居者生活 介護事業所) (訪問介護事業所)	松 寿 荘	長野市上野二丁目120番地4 TEL(026)296-1833 FAX(026)296-8403 e-mail:shojuso@mx2.avis.ne.jp	100	
	はにしな寮	坂城町大字坂城8814番地10 TEL(0268)82-2236 FAX(0268)82-7980 e-mail:hanisina@valley.ne.jp	60	4
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) (短期入所生活介護事 業所) (居宅介護支援事業所) (介護予防短期入所生 活介護事業所)	久 米 路 荘	長野市信州新町日原東2186番地1 TEL(026)262-3222 FAX(026)262-4810 e-mail:kumejiso@ngn.janis.or.jp	84	16
	小 布 施 荘	小布施町大字小布施857番地5 TEL(026)247-4887 FAX(026)247-2990 e-mail:obuseso@stvnet.home.ne.jp	70	8
	松 寿 荘	長野市上野二丁目120番地4 TEL(026)296-1832 FAX(026)296-8403 e-mail:shojuso@mx2.avis.ne.jp	70	4
	矢 筒 荘	飯綱町大字牟礼2227番地 TEL(026)253-6666 FAX(026)253-8130 e-mail:yazutu@valley.ne.jp	72	10
	須 坂 荘	須坂市大字塩野951番地 TEL(026)248-0839 FAX(026)248-4918 e-mail:suzakaso@stvnet.home.ne.jp	70	8
	豊 岡 荘	長野市戸隠豊岡1384番地 TEL(026)254-3001 FAX(026)254-3121 e-mail:toyooka2@tgk.janis.or.jp	50	10
デイサービスセンター (通所介護事業所) (介護予防通所介護事 業所)	若 槻 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	長野市上野二丁目120番地4 TEL(026)296-8147 FAX(026)296-8147	25	
	戸 隠 中 央 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	長野市戸隠豊岡1384番地 TEL(026)254-2775 FAX(026)254-2718	25	

	信州新町 デイサービス センター	長野市信州新町日原東2186番地1 TEL(026)262-5090 FAX(026)262-5188	30	
在宅介護支援センター (居宅介護支援事業所)	戸隠在宅 介護支援 センター	長野市戸隠豊岡1384番地 TEL(026)254-2745 FAX(026)254-2718		

### 施設のサービス内容

施設の種別	共通のサービス	施設ごとのサービス
養護老人ホーム（2施設）	食事・入浴・排泄等の介護、 健康管理、機能訓練、趣 味・娯楽活動、生活相相談 など	生きがい対策
特別養護老人ホーム（6施設）		短期入所、短期入所送迎サー ビスなど
デイサービスセンター（3施設）		送迎サービス
在宅介護支援センター（1施設）		介護相談、介護サービス連絡調 整など
居宅介護支援事業所（4施設）		ケアプランの作成・実施管理、 介護相談など

## (2) 老人ホーム入所判定委員会

老人ホームへの入所措置を判定するための入所判定委員会は、厚生労働省の指針により市町村に設置が義務付けられています。

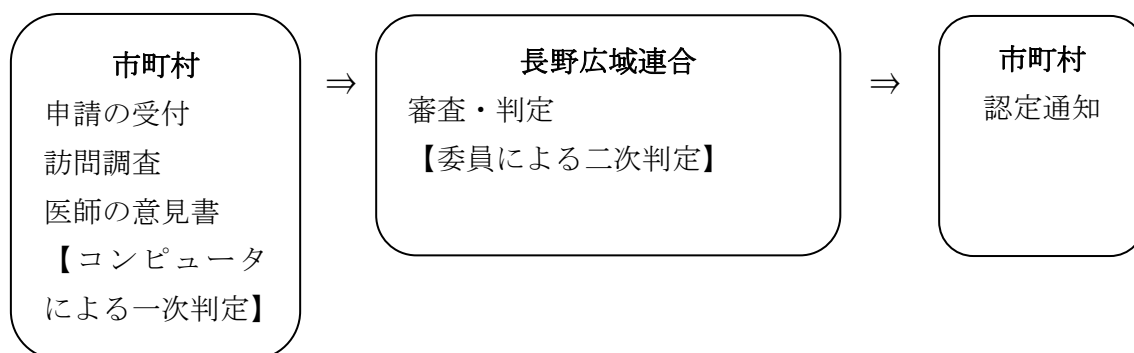
このため、長野広域連合関係9市町村では、長野広域連合に共同設置していません。

入所判定委員会は、関係市町村老人福祉担当課長、地域包括支援センターの長、保健所長、精神科医及び養護老人ホームの施設長各1名による委員5人で構成し、市町村が入所措置の開始、変更等を行う場合は、入所判定委員会の意見を聞くものとされています。

### (3) 介護認定審査

介護保険は、保健・医療・福祉がそれぞれに担ってきた高齢者介護を一本化して、平成12年4月から総合的なサービスを利用できるようにした公的制度です。

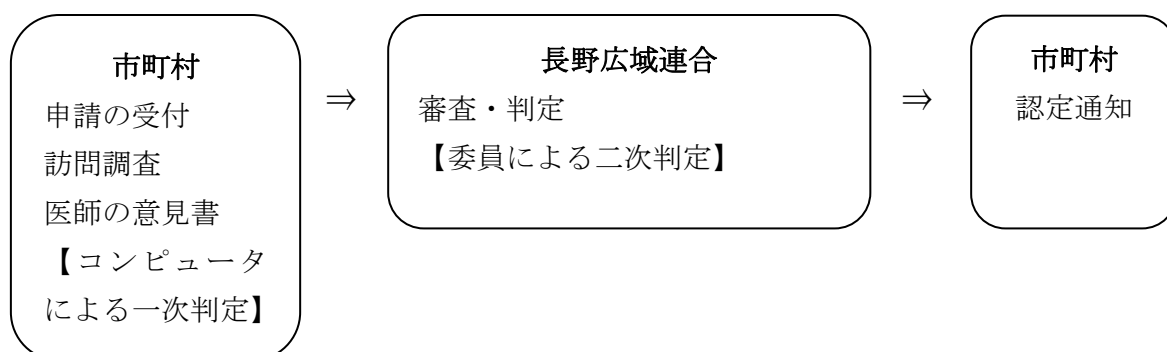
長野広域連合では、各市町村へ提出された介護保険の認定申請に対して公平・公正で迅速な審査・判定をするために、保健・医療・福祉関係の専門家180人からなる介護認定審査会を設置し、5人で一組の合議体により要介護区分の審査・判定を行っています。



### (4) 障害支援区分認定審査

平成18年4月から身体・知的・精神の障害種別にかかわらず、障害者が総合的なサービスを利用できるよう始まり、平成25年4月からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行により、難病等も加えて障害福祉サービスを利用できるようにした制度です。

長野広域連合では、各市町村へ提出された申請に対して公平・公正で迅速な審査・判定をするために、保健・医療・福祉・学識経験関係の専門家（平成18年度40人 平成19年度からは20人）からなる障害支援区分認定審査会（平成25年度までは、障害程度区分認定審査会）を設置し、5人で一組の合議体により障害支援区分の審査・判定を行っています。



## (5) 広域のごみ処理対策

快適でうるおいのある生活環境を維持するためには、適切な廃棄物処理が必要です。

長野広域連合では、持続可能な循環型社会を目指して、管内の既存焼却施設を集約し、環境にやさしい安全な焼却施設等を整備していきます。また、リデュース・リユース・リサイクルを推進し、埋立て処分する量を削減するとともに、安全な最終処分場の確保など、広域的なごみ処理対策を進めていきます。

### 管内市町村の可燃ごみの焼却処理体制

設置主体	施設名称	処理対象区域等
長野市	長野市清掃センター	長野市（旧豊野町を除く）、小川村（委託）
須坂市	須坂市清掃センター	須坂市、高山村（委託）
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	千曲市、坂城町
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	飯綱町、信濃町
北信保健衛生施設組合	東山クリーンセンター	長野市（旧豊野町）

### 管内市町村の焼却灰の最終処分体制

設置主体	施設名称	処理対象区域等
長野市	天狗沢最終処分場	長野市（旧豊野町を除く）、小川村（委託）
北信保健衛生施設組合	北信保健衛生施設組合最終処分場	長野市（旧豊野町）
民間委託等		長野市（一部）、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、飯綱町

### ごみ焼却施設の概要

名称	A焼却施設	B焼却施設
施設規模	約 405t／日	約 100t／日
炉形式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
処理方法	ストーカ式焼却＋灰熔融	未定（熔融機能あり）
稼働目標年度	平成 30 年度中	平成 30 年度中
建設地・候補地	長野市松岡二丁目	千曲市大字屋代字中島
処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクル施設から排出される可燃残さ及び不燃残さ	



## 最終処分場の概要

埋立容量	約 16 万 m <sup>3</sup>
埋立期間	15 年間
埋立開始年度	平成 30 年度中
建設候補地	須坂市大字亀倉字栗毛、左方 ほか
埋立対象物	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 溶融スラグ（有効利用されなかったスラグ）</li><li>・ 飛灰処理物（第 2 バグ飛灰）</li><li>・ 溶融不適物</li></ul>

## (6) 職員の共同研修

地方分権時代が到来し、市町村職員は時代の変化や新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応することが求められています。また、少子・高齢化が進展するとともに、情報化・国際化の推進が求められるなど、市町村を取り巻く環境が急速に変化し、行政へのニーズも多様化・広域化しています。

このような中、広域的で高度な住民サービスや効率的な行財政運営を推進するためには、市町村職員一人ひとりが多角的な視点と柔軟な発想で住民福祉の向上に努めることが重要であり、社会的要請に応える職員の資質向上や能力開発が不可欠となっています。

長野広域連合では、より高度な専門的知識や広域的視点の醸成などが必要であることから、関係市町村と共同で企画立案を行い、職員の共同研修を行います。

## (7) 広域的課題の調査研究

関係市町村や一部事務組合などが処理する事務で、広域的課題として取り組む必要があるものについて、関係市町村等の意向を把握しながら専門部会を設置し、調査・研究を行います。

専門部会名	構成員	設置目的	現在までの状況
① 広域的課題調査	関係市町村広域行政担当課長	広域的に対応すべき事務処理項目について検討を行い、また、共通性や緊急性の高いものから順次、個々の項目ごとに専門部会を設置し、調査研究を行う。	※現在までに設置した専門部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設統合専門部会</li> <li>・消防専門部会</li> <li>・高度情報化専門部会</li> <li>・し尿処理専門部会</li> <li>・火葬施設専門部会</li> </ul> (病院群輪番制病院運営事業については、現段階では専門部会の設置にいたっていない。)
② 老人福祉施設統合	関係市町村担当課長及び施設事務局長等	養護老人ホームはにしな寮の統合について、検討を行う。	平成13年4月1日、はにしな寮が長野広域連合に統合されたことにより解散した。
③ 消防	関係市町村消防担当課長、3消防本部総務課長、県関係課長	圏域内3消防本部の統合の可能性について、検討を行う。	平成19年11月に「長野地域における消防の広域化報告書」をまとめ理事会に報告の後、解散した。
④ 高度情報化	関係市町村情報担当課長	システムの標準化によるデータの相互利用やシステムの共同化により、情報関連事務の効率化や経費の削減と高度なセキュリティ対応を図る。	平成19年2月、正副連合長会において、「広域的高度情報化の推進に関する報告」を行い、解散した。
⑤ し尿処理	関係市町村担当課長及び施設事務局長等	圏域内7箇所(平成16年当時)に存在するし尿処理施設の統廃合について、調査研究を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度には、「し尿処理の広域化について(中間報告)」を取りまとめた。</li> <li>・平成19年度に、中間報告の見直しを実施し、「し尿処理の広域化について(第2次中間報告)」において「し尿処理施設の広域連合への移管は困難なため、運営主体は当面現状のままとする。」とした。</li> </ul>
⑥ 火葬施設	関係市町村担当課長及び施設事務局長等	圏域内で行っている火葬施設の統廃合による業務運営の効率化について、調査研究を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度には、「火葬業務の広域化」として中間報告をした。</li> <li>・平成17年度には、中間報告の後、施設の状況等について調査を行い、現状の把握、課題等の再確認を行った。</li> <li>・平成18年度には、施設の相互利用に向けた使用料等の調整について調査研究を行い、「火葬業務の広域化に関する報告」を行った。</li> </ul> 今後、施設の使用料の統一と併せて検討していくことが必要となったため、現在は休止中である。

## (8) 長野地域の振興整備のための事業

平成21年度までは、ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業として、ふるさと市町村圏基金の運用果実をり活用したソフト事業を実施してきました。

しかしながら、近年の市町村合併の進展に伴い、広域行政圏の市町村数が著しく減少した圏域や、広域行政機構を有しない圏域が広がるなど、広域行政圏を取り巻く状況は、圏域ごとに大きく異なる様相を呈している中で、総務省は、都道府県知事が圏域を設定し行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策を、当初の役割を終えたものと考えられるとし、「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」を、平成21年3月31日をもって廃止しました。

長野広域連合においても、平成21年度にふるさと市町村圏計画及び計画に基づくソフト事業について検討した結果、計画については、新規の計画は策定せず、現計画の期間である平成24年度をもって廃止とし、ソフト事業については、基金の運用果実を利用し当面継続していくこととなり、長野地域の振興整備のための事業を行います。

### ○基金の運用状況

・基金の概要	平成4年9月	ふるさと市町村圏に指定
・基金の積立額	1,000,000	千円
・出資割合	長野県	100,000千円(平成4・5年度各50,000千円補助)
	市町村	900,000千円(平成4・5年度)

### ○基金運用方針

安定的な基金の果実を確保するため、安全性、確実性及び有利性を総合的に判断し効率的な基金の運用を図ることを基本方針とします。

他会計への貸付利率は、年次計画において必要なソフト事業等の財源を捻出できる利率を中期的な予測を踏まえ設定します。(ただし、財務省の財政融資資金貸付金利を上限とします。)

#### 4 平成27年度予算概要

平成27年度長野広域連合予算総括表

会 計 区 分	平成27年度予算額(千円)
一般会計予算	593,654
老人福祉施設等運営事業特別会計予算	2,826,189
長野地域ふるさと事業特別会計予算	5,300
ごみ処理施設事業特別会計	1,569,008
合 計	4,994,151

#### ○一般会計予算

(歳入)

項 目	金 額(千円)	説 明
1 分担金及び負担金	521,770	関係市町村負担金
2 国庫支出金	32,072	循環型社会形成推進交付金
3 財産収入	31	財政調整基金運用利子
4 繰越金	39,699	前年度繰越金
5 諸収入	82	雑収入
合 計	593,654	

(歳出)

項 目	金 額(千円)	説 明
1 議会費	2,585	議会運営費
2 総務費	116,252	総務管理費
3 民生費	174,810	○老人福祉施設管理運営調整費 ○老人ホーム入所判定委員会費 ○介護認定審査会運営費 ○障害支援区分認定審査会運営費
4 衛生費	299,412	ごみ処理施設等建設推進費
5 公債費	95	一時借入金利子
6 予備費	500	
合 計	593,654	

○老人福祉施設等運営事業特別会計予算

(歳入)

項 目	金 額(千円)	説 明
1 サービス収入	2,117,282	介護サービス収入
2 分担金及び負担金	287,320	養護老人ホーム措置費負担金
3 財 産 収 入	4,597	財政調整基金運用利子
4 寄 附 金	8	施設に対する寄附金
5 繰 入 金	389,485	財政調整基金繰入金 ふるさと基金繰入金
6 諸 収 入	27,493	受託事業収入 ○戸隠宅介護支援センター運営業務 ○特別養護老人ホーム認定調査業務 ○養護老人ホーム等援助老人サービス業務 ○若槻デイサービスセンター通所介護業務 ○須坂荘包括支援センター窓口業務 ○特別養護老人ホーム介護予防支援業務 雑収入
7 繰 越 金	4	前年度繰越金
合 計	2,826,189	

(歳出)

項 目	金 額(千円)	説 明
1 養護老人ホーム松寿荘運営費	295,820	施設運営費
2 養護老人ホームはにしな寮運営費	172,461	施設運営費
3 特別養護老人ホーム運営費	1,999,028	施設運営費 ○松寿荘 ○久米路荘 ○小布施荘 ○矢筒荘 ○須坂荘 ○豊岡荘
4 デイサービスセンター運営費	155,275	施設運営費 ○若槻デイサービスセンター ○戸隠中央デイサービスセンター ○信州新町デイサービスセンター
5 在宅介護支援センター運営費	4,734	戸隠在宅介護支援センター運営費
6 財 産 管 理 費	4,601	財政調整基金運用利子等積立金

7 公 債 費	184,270	特別養護老人ホーム建設債等償還費
8 予 備 費	10,000	
合 計	2,826,189	

○長野地域ふるさと事業特別会計予算

(歳入)

項 目	金 額(千円)	説 明
1 財 産 収 入	5,299	ふるさと基金の金融機関への運用利子 特別養護老人ホーム建設費貸付利子
2 繰 越 金	1	前年度繰越金
合 計	5,300	

(歳出)

項 目	金 額(千円)	説 明
1 地域振興整備事業費	4,800	事業費 ○「人が集う地域づくりプロジェクト」事業 ○長野地域スポーツ振興事業  事務費
2 予 備 費	500	
合 計	5,300	

○ごみ処理施設事業特別会計予算

(歳入)

項 目	金 額(千円)	説 明
1 分担金及び負担金	549,588	関係市町村負担金
2 国庫支出金	141,720	循環型社会形成推進交付金
3 繰入金	200,000	ふるさと基金繰入金
4 連合債	677,700	一般廃棄物処理事業債
合 計	1,569,008	

(歳出)

項 目	金 額(千円)	説 明
1 衛生費	1,558,189	ごみ処理施設整備事業費
2 公債費	10,819	ふるさと基金借入元金及び利子 一時借入金利子
合 計	1,569,008	

長野広域連合規約 (平成12年3月30日長野県指令11地第1360号許可)

変更	平成13年2月14日	長野県地方事務所指令12長地総第399号変更許可
	平成14年3月29日	届出
	平成15年9月1日	長野県長野地方事務所指令15長地総第139号変更許可
	平成16年2月10日	届出
	平成16年7月23日	長野県長野地方事務所指令16長地総第95号変更許可
	平成17年1月1日	長野県長野地方事務所指令16長地総第222号変更許可
	平成17年9月30日	長野県長野地方事務所指令17長地総第137号変更許可
	平成18年3月31日	長野県長野地方事務所指令17長地総第245号変更許可
	平成19年3月29日	長野県長野地方事務所指令18長地政第406号変更許可
	平成21年3月16日	長野県長野地方事務所指令20長地政第190号変更許可
	平成21年12月28日	長野県長野地方事務所指令21長地政第144号変更許可
	平成22年3月31日	長野県長野地方事務所指令21長地政第212号変更許可
	平成24年3月30日	長野県長野地方事務所指令23長地政第209号変更許可
	平成25年3月29日	長野県長野地方事務所指令24長地政第191号変更許可
	平成26年3月31日	長野県長野地方事務所指令25長地政第183号変更許可

目次

- 第1章 総則 (第1条—第6条)
- 第2章 議会 (第7条—第10条)
- 第3章 執行機関 (第11条—第17条)
- 第4章 経費の支弁の方法及び基金 (第18条・第19条)
- 第5章 補則 (第20条)

附則

第1章 総則

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、長野広域連合(以下「広域連合」という。)という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域(以下「長野地域」という。)とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 長野地域の振興整備のための事業の実施に関する事務
- (2) 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務
- (3) 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務
- (4) デイサービスセンターの管理及び運営に関する事務(若槻デイサービスセンター、戸隠中央デイサービスセンター及び信州新町デイサービスセンターに限る。)



- (5) 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務（広域連合設置の老人ホームに併設するものに限る。）
- (6) 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会（以下「介護認定審査会」という。）の設置及び運営に関する事務
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村審査会（以下「障害支援区分認定審査会」という。）の設置及び運営に関する事務
- (9) ごみ焼却施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く。）
- (10) 職員の共同研修に関する事務
- (11) 広域的な課題の調査研究に関する事務  
（広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること。
- (3) 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること。
- (4) デイサービスセンターの管理及び運営に関する事務（若槻デイサービスセンター、戸隠中央デイサービスセンター及び信州新町デイサービスセンターに限る。）
- (5) 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務（広域連合設置の老人ホームに併設するものに限る。）
- (6) 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること。
- (7) 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (8) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (9) ごみ焼却施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く。）。
- (10) 職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (11) 広域的な課題の調査研究に関すること。
- (12) 広域計画の期間及び改定に関すること。  
（事務所の位置）

第6条 広域連合の事務所は、長野市箱清水一丁目3番8号に置く。

## 第2章 議会

### （議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、30人とする。

### （議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 長野市 12人
- (2) 須坂市 3人
- (3) 千曲市 3人
- (4) 坂城町 2人
- (5) 小布施町 2人
- (6) 高山村 2人
- (7) 信濃町 2人
- (8) 小川村 2人
- (9) 飯綱町 2人

3 関係市町村の議会における選挙については、法第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

### 第3章 執行機関

(広域連合長等)

第11条 広域連合に、広域連合長1人、理事8人、副広域連合長1人及び会計管理者1人を置く。

(広域連合長等の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 理事は、広域連合長以外の関係市町村の長をもって充てる。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の副市町村長のうちから選任する。

5 会計管理者は、広域連合長がこれを任命する。

6 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合長等の任期)

第13条 広域連合長及び理事の任期は、広域連合長及び理事の属する市町村の長としての任期による。

2 副広域連合長の任期は、副広域連合長の属する市町村の副市町村長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この条において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(公平委員会)

第17条 広域連合に公平委員会を置く。

- 2 公平委員会は、3人の公平委員をもってこれを組織する。
- 3 公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者の中から広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選任する。
- 4 公平委員の任期は4年とする。

#### 第4章 経費の支弁の方法及び基金

(経費の支弁の方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
  - (2) 財産収入
  - (3) 国及び県の支出金
  - (4) 地方債
  - (5) その他
- 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。
  - 3 前項に規定するもののほか、広域連合の運営に係る事務管理的経費の負担割合は、均等割10パーセント及び人口割90パーセントとする。

(長野地域ふるさと基金の設置)

第19条 広域連合に、長野地域ふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金は、長野地域の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資することを目的とする。

#### 第5章 補則

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、解散した長野広域行政組合の解散時の組合長が、広域連合長の職務を行う。収入役においても、同様とする。

**附 則 (平成13年2月14日長野地方事務所指令12長地総第399号変更許可)**

(施行期日)

1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 はにしな寮に係る旧埴科老人福祉施設組合の組合債の償還に係る費用の負担割合については、なお従前の例による。

**附 則 (平成14年3月29日届出)**

(施行期日)

1 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に存する小布施荘の設置、管理及び運営に関する事務に係る費用の負担割合については、なお従前の例による。

**附 則 (平成15年9月1日長野県長野地方事務所指令15長地総第139号変更許可)**

変更 平成16年2月10日届出

(施行期日)

1 この規約は、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 変更後の長野広域連合規約（以下「新規約」という。）第18条第3項及び別表第1の規定の適用については、第1号においては平成15年度及び平成16年度に限り、第2号においては平成15年度に限り、次のとおりとする。

(1) 均等割 変更前の長野広域連合規約（以下「旧規約」という。）第2条に規定する関係市町村の数を適用する。この場合において、新規約第2条に規定する千曲市（以下「千曲市」という。）に係る均等割は、旧規約第2条に規定する旧更埴市、旧上山田町及び旧戸倉町（以下単に「旧更埴市等」という。）に係る均等割とする。

(2) 人口割 新規約第2条に規定する関係市町村の平成14年10月1日現在の人口を適用する。この場合において、千曲市に係る人口は、旧更埴市等に係る人口とする。

**附 則 (平成16年2月10日届出)**

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則 (平成16年7月23日長野県長野地方事務所指令16長地総第95号変更許可)**

この規約は、平成16年7月23日から施行する。

**附 則 (平成16年12月28日長野県長野地方事務所指令16長地総第222号変更許可)**

(施行期日)

- 1 この規約は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第18条第3項及び別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年度における変更前の長野広域連合規約（以下「旧規約」という。）第18条第3項及び別表第1の規定の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 均等割 旧規約第2条に規定する関係市町村の数を適用する。この場合において、変更後の長野広域連合規約（以下「新規約」という。）第2条に規定する長野市（以下「長野市」という。）に係る均等割は、旧規約第2条に規定する長野市、旧大岡村、旧豊野町、旧戸隠村及び旧鬼無里村（以下単に「長野市等」という。）に係る均等割とする。
  - (2) 人口割 新規約第2条に規定する長野市に係る人口は、長野市等に係る人口とする。
- 3 新規約別表第1の規定の適用については、平成17年度に限り、次のとおりとする。
  - (1) 人口割 長野市に係る人口は、長野市等に係る人口とする。
  - (2) 審査判定実績割 長野市に係る審査判定実績は、長野市等に係る審査判定実績とする。
- 4 新規約別表第1の規定による審査判定実績割の基礎となる長野市に係る審査判定実績は、平成18年度に限り、平成16年4月1日から同年12月31日までの長野市等に係る審査判定実績と平成17年1月1日から同年3月31日までの長野市に係る審査判定実績の合計とする。

附 則（平成17年9月30日長野県長野地方事務所指令17長地総第137号変更許可）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第4条、第5条、第18条第3項及び別表第1の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度における変更前の長野広域連合規約（以下「旧規約」という。）第18条第3項及び別表第1の規定の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 均等割 旧規約第2条に規定する関係市町村の数を適用する。この場合において、変更後の長野広域連合規約（以下「新規約」という。）第2条に規定する飯綱町（以下「飯綱町」という。）に係る均等割は、旧規約第2条に規定する旧牟礼村及び旧三水村（以下「旧牟礼村等」という。）に係る均等割とする。
  - (2) 人口割 飯綱町に係る人口は、旧牟礼村等に係る人口とする。
  - (3) 審査判定実績割 飯綱町に係る審査判定実績は、旧牟礼村等に係る審査判定実績とする。
- 3 新規約別表第1の規定による審査判定実績割の基礎となる飯綱町に係る審査判定実績は、平成18年度及び平成19年度に限り、次のとおりとする。
  - (1) 平成18年度 旧牟礼村等に係る審査判定実績
  - (2) 平成19年度 平成17年4月1日から同年9月30日までの旧牟礼村等に係る審査判定実績と平成17年10月1日から平成18年3月31日までの飯綱町に係る審査判定実績の合計とする。

**附 則（平成18年3月31日長野県長野地方事務所指令17長地総第245号変更許可）**

（施行期日）

- 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 変更後の長野広域連合規約別表第1の規定による障害程度区分認定審査会に係る審査判定実績は、平成18年度及び平成19年度に限り、次のとおりとする。
  - (1) 平成18年度 平成17年10月1日現在、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）のいずれかを交付されている者の数
  - (2) 平成19年度 平成18年10月1日現在、身体障害者手帳等のいずれかを交付されている者の数

**附 則（平成19年3月29日長野県長野地方事務所指令18長地政第406号変更許可）**

（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規約の施行の際現に助役である者は、この規約の施行の日に、この規約による変更後の長野広域連合規約第12条第4項の規定により、副広域連合長として選任されたものとみなす。

**附 則（平成21年3月16日長野県長野地方事務所指令20長地政第190号変更許可）**

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則（平成21年12月28日長野県長野地方事務所指令21長地政第144号変更許可）**

（施行期日）

- 1 この規約は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第18条第3項及び別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成21年度における変更前の長野広域連合規約（以下「旧規約」という。）第18条第3項及び別表第1の規定の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 均等割 旧規約第2条に規定する関係市町村の数を適用する。この場合において、変更後の長野広域連合規約（以下「新規約」という。）第2条に規定する長野市（以下「長野市」という。）に係る均等割は、旧規約第2条に規定する長野市、旧信州新町及び旧中条村（以下単に「長野市等」という。）に係る均等割とする。
  - (2) 人口割 新規約第2条に規定する長野市に係る人口は、長野市等に係る人口とする。
- 3 新規約別表第1の規定の適用については、平成22年度に限り、次のとおりとする。
  - (1) 人口割 長野市に係る人口は、長野市等に係る人口とする。
  - (2) 審査判定実績割 長野市に係る審査判定実績は、長野市等に係る審査判定実績とする。
- 4 新規約別表第1の規定による審査判定実績割の基礎となる長野市に係る審査判定実績は、平成23年度に限り、平成21年4月1日から同年12月31日までの長野市等に係る審査判定実績と平成22年1月1日から同年3月31日までの長野市に係る審査判定実績の合計とする。

附 則（平成22年3月31日長野県長野地方事務所指令21長地政第212号変更許可）  
この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日長野県長野地方事務所指令23長地政第209号変更許可）  
この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日長野県長野地方事務所指令24長地政第191号変更許可）  
この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第8号の改正規定（「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改める部分に限る。）並びに第5条第8号及び別表第1の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日長野県長野地方事務所指令25長地政第183号変更許可）  
この規約は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条及び第18条関係）

処 理 事 務	負 担 割 合
長野地域の振興整備のための事業の実施に関する事務	均等割 10% 人口割 90%
老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務	
介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	均等割 10% 審査判定実績割 90%
障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	
ごみ焼却施設及び最終処分場（以下この項において「ごみ処理施設」という。）の設置、管理及び運営に関する事務（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く。）	均等割 10% 人口割 90% ただし、次の各号に掲げる経費にあつては、当該各号に定めるところによる。 (1) ごみ処理施設の建設に要する経費 人口割 10% ごみ量割 90% (2) ごみ処理施設の管理及び運営に要する経費 ごみ量割 100%
職員の共同研修に関する事務	均等割 10% 人口割 90%
広域的な課題の調査研究に関する事務	
デイサービスセンターの管理及び運営に関する事務（「若槻デイサービスセンター」、「戸隠中央デイサービスセンター」及び「信州新町デイサービスセンター」に限る。）	デイサービスセンター所在市町村 100%

備考

- 1 人口割の基礎となる人口は、予算の属する年の前年の10月1日現在で長野県が毎月人口異動調査に基づき公表する人口による。
- 2 審査判定実績割の基礎となる審査判定実績は、予算の属する年度の前々年度の各審査会の審査判定実績によるものとする。
- 3 ごみ量割の基礎となるごみ量は、予算の属する年度の前々年度中に処理した可燃ごみの重量によるものとする。
- 4 ごみ処理施設の建設に要する経費とは、用地費（借地権の取得及び造成に要する経費を含む。）、建設に係る工事費（外構工事等を含む。）、設計、監理等の委託料及び初度調弁の経費とする。



- 5 ごみ処理施設の管理及び運営に要する経費とは、ごみ処理施設の運転に要する経費、維持補修費、人件費その他の経費とする。

別表第2（第4条及び第18条関係）

処 理 事 務	市 町 村 名	松寿荘 負担割合 (%)	はにしな寮 負担割合 (%)
養護老人ホームの設置、管理 及び運営に関する事務	長 野 市	61.3	62.2
	須 坂 市	8.9	8.7
	千 曲 市	12.4	12.4
	坂 城 町	3.6	3.5
	小 布 施 町	2.8	2.7
	高 山 村	2.2	2.2
	信 濃 町	2.8	2.6
	小 川 村	1.8	1.6
	飯 綱 町	4.2	4.1

別表第3（第4条及び第18条関係）

処理事務	市町村名	久米路荘 負担割合 (%)	小布施荘 負担割合 (%)	松寿荘 負担割合 (%)	矢筒荘 負担割合 (%)	須坂荘 負担割合 (%)	豊岡荘 負担割合 (%)
特別養護老人ホーム の設置、 管 理 及 び 運 営 に 関 す る 事 務	長 野 市	62.1	62.2	61.3	61.2	61.3	62.1
	須 坂 市	8.7	8.7	8.9	8.9	8.9	8.8
	千 曲 市	12.3	12.4	12.4	12.4	12.4	12.2
	坂 城 町	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.5
	小 布 施 町	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8
	高 山 村	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
	小 川 村	1.7	1.6	1.8	1.8	1.8	1.7
	飯 綱 町	4.1	4.1	4.2	4.2	4.2	4.0

長野広域連合 事務局

〒380-0801 長野市箱清水一丁目3番8号

TEL 026-252-7030 (代)

FAX 026-252-7033

ホームページ <http://www.area-nagano.jp>

e-mail [soumu@area-nagano.jp](mailto:soumu@area-nagano.jp)